

○田村市住民主体による通所型サービスBの事業実施要綱

令和2年2月14日告示第13号

改正

令和3年10月29日告示第159号

田村市住民主体による通所型サービスBの事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、住民等が主体となって実施する通所型サービス（以下「通所型サービスB」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 家に閉じこもりがちな高齢者等が、住民主体の通いの場に通い、地域住民等との交流を持つことで、対象者の社会的孤立を防止し、生きがいつくりや健康保持を図り、要支援状態を軽減するとともに要介護状態となることを防止し、地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

(事業の内容等)

第3条 通所型サービスBは、対象者の介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業の利用者に対し、住民主体の通いの場において行う次の内容とし、提供団体ごとに提供内容を独自に定める。

- (1) 運動
- (2) 創作活動
- (3) 趣味活動
- (4) 健康づくりに関する学習会
- (5) 調理
- (6) レクリエーション
- (7) その他市長が認める活動

2 事業はおおむね週1回以上開催し、1回当たりの開催時間は、おおむね2時間以上とする。

3 実施団体は、高齢者以外の幅広い世代の地域住民にも開放し、交流を促進するものとする。

(事業対象者)

第4条 通所型サービスBの利用者は、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

(事業実施団体)

第5条 実施団体は、地縁組織、ボランティア団体等の住民主体で組織された3名以上で構成される団体で、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内会、自治会及びその組織内の団体
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) ボランティア団体又は住民のボランティア活動を支援する団体
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 事業実施団体に所属し、通所型サービスBの提供を行うものは、市が指定する適切な対応や遵守事項等に関する知識を習得するための研修又は他の研修機関が実施する同程度の研修受講に努めるものとする。

(代表者の配置)

第6条 実施団体は、従事者の中から主に市や地域包括支援センター等の関係機関との連絡調整を行う者として、代表者1名を指名すること。

2 実施団体は、市及び地域包括支援センター等が主催する会議等への参加依頼があった場合、これに協力すること。

(記録・保存)

第7条 実施団体は、通所型サービスBの提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

2 実施団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

(遵守事項)

第8条 実施団体及び従事者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 実施団体は、従事者及び利用者が、安心、安全にサービス提供又は利用できるよう、その活動にかかる損害保険等に加入しなければならない。
- (2) 従事者又は従事者であった者が正当な理由なく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。
- (4) 利用者に対する通所型サービスBの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 市、利用者の家族及び地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(5) 実施団体は、地域との結びつきを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した運営を行うこと。

(6) 実施団体は、従事者の資質向上のための研修受講の機会を設けること。

ア 安全なサービス提供を行うことを目的とした研修の受講

イ ボランティアの知識・技術等の維持向上を目的とした研修の受講

(7) やむを得ない事情により、事業を廃止又は休止しようとする際は、事前に市へ連絡すること。また、利用者に必要な支援が継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うこと。

(評価)

第9条 実施団体は、提供するサービス内容や質に関する評価を定期的実施し、必要に応じて内容等の改善に努めること。

(サービスの利用料)

第10条 通所型サービスBを利用した者は、実施団体の定める利用料を実施団体に直接支払わなければならない。

2 通所型サービスBを利用した者は、前項の利用料のほか、その利用に当たり生じた実費を負担しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月29日告示第159号)

この告示は、令和3年10月29日から施行する。